

別紙

本庁・センター共通

戸籍証明書等請求書【広域交付用】

(あて先) 厚木市長

みどり

令和 8 年 6 月 26 日

--	--

筆頭者との関係	筆頭者本人 ・ 配偶者 ・ 父母 ・ 子 祖父母 ・ 孫 ・ その他直系尊(卑)属 (子孫高祖父)
---------	--

本籍	
筆頭者 (戸籍の最初に書いてある方)	フリガナ (不明) [Redacted]

必要な証明書

☐ 現在の戸籍	通
☐ 改製原戸籍 (平・昭)	通
☒ 除籍 (〇A・除)	通
☐ 戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書	通
☐ 除籍電子証明書提供用識別符号等通知書	通
届出日 年 月 日	
☐ 届書等情報内容証明書 届出先 (市民課窓口のみ) 届出内容 出生 死亡 婚姻 離婚 その他()	通

必要な戸籍に希望がある場合はご記入ください。

必要な方の氏名	生年月日
	大 昭 平 令 年 月 日
☐ 出生～死亡まで ☐ 親子・兄弟姉妹関係がわかるもの	
☐ その他()	

以下職員記入欄

【本人確認欄】			
1 運転免許証	2 パスポート	3 個人番号カード	4 在留カード
5 その他()			

受付	作成	戸	平	〇除	除原	戸電	除電	届情	手数料	確認

現金 ・ キャッシュレス 伝票No

令和8年8月3日

様

厚木市長 山口 貴 裕

戸籍謄本の交付について

この度は、令和8年6月26日付けで御請求のあった戸籍証明書の交付に関し、御請求内容と実際に交付した証明書の種類に相違が生じ、その変更についての説明及び確認ができていなかったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

請求時に請求書の本籍及び筆頭者に基づいて検索を行った結果、除籍謄本は存在しなかったため、改製原戸籍として交付いたしました。しかし、改製原戸籍を交付することについて、請求者様に明確に説明し、確認を得た上で交付すべきであったところ、その説明及び確認ができず、御請求内容と実際に交付した証明書の種類に相違が生じてしまいました。

厚本市手数料条例2条4項には「既納の手数料は、還付しない。」と規定されていますが、本件については、御請求内容と実際に交付した証明書の種類に相違が生じ、その変更についての説明及び確認ができていなかったことを踏まえ、手数料の返還の是非について協議した結果、返還させていただくことといたしました。

様が返却された「改製原戸籍」につきましては、戸籍法第12条「一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。」と規定されていますが、昭和22年の改製が行われた際、当該戸籍に在籍者がいた状態で新しい戸籍に改製されたため、除籍謄本ではなく改製原戸籍として保存されております。同戸主の情報について本籍地の京都府綾部市に問い合わせたところ、本市と同様の見解であることを確認いたしました。

筆頭者であります様の戸籍については、昭和22年の改製後に次の改製原戸籍が作成されております。様が返却された「改製原戸籍」とは本籍地が異なっておりますので、改製後の戸籍をお求めになる場合は改めて御請求いただきますようお願いいたします。

担当 厚本市市民福祉部市民課住民異動係
電話 046-225-2110（直通）
市民交流部厚木南公民館・地区市民センター
電話 046-228-0582（直通）